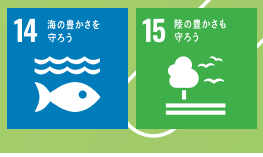
関連するSDGs



生物多様性とは

生物多様性条約（1993年発効、加盟国194）に基づくと、生物多様性とは、全ての生きものが持つ多様な違いやそれらの関わりを指し、大きく3つの多様性があると定義されています。

①遺伝子の多様性、②種の多様性、③生態系の多様性

自然界の様々なレベルにおいて違いがあり、それが長い進化の歴史において受け継がれた結果として、現在の生物多様性が存在しています。

遺伝子の多様性

アサリの貝殻の模様が千差万別なことなど、同じ種でも遺伝子の違いによる多様な個性があることです。この違いがあることで、病気や環境の変化に適応しやすくなり、種全体の生き残る力が強くなります。

種の多様性

大きなクマ、空を飛ぶトンボ、川で泳ぐ魚、ブナなどの樹木など、動植物から細菌などの微生物に至るまで、いろいろな生きものがいることです。地球上には未知のものも含めると3,000万種が存在し、多様な生きものがいることで、生態系がバランスを保ち、安定した環境が維持されます。

生態系の多様性

森林、湿原、里地里山、河川干潟、サンゴ礁など、いろいろなタイプの自然があることです。異なる生態系があることで、地球全体の環境が健全に保たれ、気候の調整や水の浄化といった自然の機能が維持されます。

生物多様性行動指針の策定

当社は、生物多様性の保全・再興を重要な社会課題の一つと認識しており、「サステナビリティ推進基本原則」に則り、人と自然が共生する社会を目指し、ネイチャーポジティブ（※）に向けた取組み推進のため、5つの重点項目を定めた「生物多様性行動指針」を制定しました。

本方針に沿って活動を推進していきます。

1. 事業活動に伴う環境負荷の継続的な削減に努め、循環経済を目指した取組みを推進します。
2. 環境保護、生物多様性に配慮した技術・製品、サービスの開発と提供を行います。
3. 生物多様性の保全・再興の取組みに関し、ステークホルダーへの情報提供を行います。
4. 環境保護に関わる社会貢献活動を、継続的に行います。
5. 生物多様性の保全・再興の重要性を正しく認識・理解することができるよう、啓発活動を行います。

（※ ネイチャーポジティブ：自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること。）

取組み内容

当社は、「生物多様性行動指針」に基づく取組みの展開として、①海洋汚染の防止等の観点から生分解性プラスティック向けの生分解性可塑剤の研究開発を進めています。②ISO14001のマネジメントプログラムに、生物多様性を位置付け、公共水路の清掃活動および近隣河川歩道の清掃活動を通じて、海洋プラスチックごみ回収に取組んでいます。